

監査公表第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年2月5日

新城市監査委員 原 義弘
新城市監査委員 下江洋行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査の対象

財政援助団体 新城市土地改良区
団体の所管課 産業振興部農業課

第2 監査に当たった監査委員

原 義弘、下江洋行

第3 監査の期間

令和2年12月18日～令和3年2月4日

第4 監査の方法

新城市土地改良区の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市土地改良区は、農業生産の基盤及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的として設立された。

(1) 役員等数（令和2年12月末現在）

理事16名（うち、理事長1名）、監事4名

(2) 事務局体制（令和2年12月末現在）

事務局長1名、嘱託職員2名、臨時職員1名

(3) 事業

地区全域にわたる、かんがい施設及び排水施設の維持管理、農道の維持管理、農地の災害復旧、農地の保全上若しくは、利用上必要な施設の災害復旧。

2 監査対象事業について

補助事業等

令和元年度

新城市土地改良区運営事務費補助金 2,000,000円

令和2年度

新城市土地改良区運営事務費補助金 2,000,000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城市土地改良区】

意見

- 1 規約等は標準的なひな形が定められていると思うが、市町村によって規模の大小があり、新城市の業務の実態にあった規約とするよう見直しを検討されたい。
- 2 未収金の対応については地元の理事の方に動いてもらうのが良い。引き続き回収に努められたい。また、未収金を減らすためにも賦課金の口座振替を推進されたい。

【産業振興部農業課】

特になし